



We Serve

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区(東京) キャビネット事務局: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-10-17 新宿ダイカンプラザB館 2 階
Lions Clubs International District330-A(Tokyo) Cabinet Office:2F,Shinjuku Daikan Plaza.,10-17,Nishishinjuku 7chome,Shinjuku-ku,Tokyo,160-0023,Japan
TEL 03-5330-3330 FAX 03-5330-3370 E-MAIL cab@lions330-a.org URL <http://www.lions330-a.org>

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
各クラブ会長・幹事・事務局様

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
ガバナー L森山 勇
I T・P R・ライオンズカード委員会
委員長 L横溝 真男

11月マンスリー報告関連のご案内とお願い

貴クラブには日頃よりキャビネット運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

11月(10月分)のマンスリー報告につきまして、以下の通りご案内とお願いを申し上げます。

記

1. サバンの会員データ整備(会員番号入力)についてのお願い

このシステムを利用して今後クラブ及びキャビネット双方の共通データベースを構築する方向です。その為には、会員データの充実が必須です。会員の動静(入退会)はクラブが決める事項ですので、クラブからの申告(報告)に頼ることとなります。

つきましては、会員にとっての最重要項目である各会員番号を未入力のクラブは、お手数ですがその入力を11月15日までにお願い致します。(「会員情報の確認・修正」画面の右上)

また、順次その他の情報(入会年月日など)も正しく入力くださり、各欄が埋まるようお願い申し上げます。

注: 会員データについてはマンスリー報告後でも更新可能です。

2. 家族会員会費制度の適用申請についてのご案内

①既存会員の申請について

本制度の施行は2007年1月1日です。既存の会員に対しこの日からの制度適用を受けるにあたっては、本年11月30日が期日となっておりますので、早めに申請を行って下さい。

②国際本部への申請方法

クラブから国際本部への申請につきましては、所定の用紙を用いてFAXまたは郵送で申請する方法とWMMR（WEB入力）から申請する方法の二通りで行えますが、現時点ではWMMRの入力ページが日本語化されておらず、サポート体制も整っておりません。恐れ入りますが、当面の間はFAXまたは郵送での適用申請を行っていただくようお願い申し上げます。

※FAX・郵送用の書式については国際本部のホームページ

http://www.lionsclubs.org/JA/content/programs_mem_family.shtml

からダウンロード出来ますのでご利用下さい。

③サバンナでのライオン誌・地区への報告

ご存じの通り、家族会員会費制度適用の場合、ライオン誌が同一世帯に対し1冊の送付となります。ただ、現時点ではライオン誌日本語版委員会でも制度運用の詳細が把握できず、サバンナシステムへの報告項目が追加実装されておりません。従いまして、申請の有無にかかわらずサバンナ上での10月分マンスリー報告時には、本制度適用の報告は必要ありません。

サバンナ上での報告につきましては、準備が整い次第あらためてご案内申し上げます。

3. WMMRでのアクティビティ報告についてのお願い

ご存知の通り、これまで年度末1回のみの報告となっていたクラブ・アクティビティ報告書は、現在WMMRからの報告のみの受付となり月次報告に変更されています。

各クラブご担当者様には、今年度から活動に応じてWMMRでの月次アクティビティ報告の入力をお願い致します。ただし、当該月にアクティビティが無かった場合の報告は不要です。

以上